

地域ケアプラザ夜間開閉館施設における夜間閉館取扱基準

制 定 令和4年8月23日健地支第463号（局長決裁）
最近改正 令和6年4月8日健地支第1196号（局長決裁）

（趣旨）

第1条 この基準は、横浜市地域ケアプラザ事業実施要綱（以下「要綱」という。）第5条第1項第4号及び第5号に関し、必要な事項を定める。

（夜間閉館できる場合）

第2条 要綱第5条第1項第4号における「夜間開閉館施設」とは、別紙1に定める施設とする。

2 同号における「当該時間帯を閉館することができる」場合とは、次の各号の要件をいずれも満たす場合とする。

- (1) 月曜日から土曜日の午後6時から午後9時（以下「夜間」という。）の施設利用の申込について、横浜市地域ケアプラザ施設使用及び目的外使用に関する要綱（以下「施設使用要綱」という。）第7条及び第8条に定める手続きが行われていないこと
- (2) 前号の時間帯について、地域ケアプラザ所長（以下「所長」という。）から当該区に、夜間閉館申請書（様式1）が、原則として、夜間閉館しようとする日の属する月の前月15日までに提出されていること

（夜間閉館決定の手続き）

第3条 前条第2項第2号に定める申請手続は、原則として1か月ごとにまとめて行う。

2 当該区の区長は前条第2項第2号の申請書を審査し、前条第2項各号を満たす場合には、横浜市地域ケアプラザ条例施行規則第2条第2項に定める「区長が特に必要があると認める開館時間の変更」として、夜間閉館を承認する。

3 前項の審査において、前条第2項各号のいずれかの要件を満たさない場合には、夜間閉館を承認しない。

4 前2項の承認又は不承認については、夜間閉館（承認・不承認）通知書（様式2）により、所長に通知する。

5 前項の通知は、原則として、夜間閉館しようとする日の属する月の前月20日までにを行う。

（夜間閉館の変更）

第4条 前条第2項により夜間閉館を承認された日について、緊急の地域ニーズ等を受けて所長が21時閉館を希望する場合は、速やかに当該区に夜間閉館の変更申請書（様式3）を提出する。

2 当該区の区長は、前項の変更申請について、緊急の地域ニーズ等の状況により、夜間閉館の変更にかかる（承認・不承認）通知書（様式4）により、その可否を所長に通知する。

（周知）

第5条 第3条第2項により承認された夜間閉館の日について、当該地域ケアプラザ及び当該区は市民への周知を行う。

2 前条第2項により夜間閉館の日に変更が生じた場合には、当該地域ケアプラザ及び当該区は変更内容に基づき市民への周知を行う。

3 前2項の周知は、施設内への掲示、ウェブサイトへの掲載等、幅広い手段により行う。

(指定管理料又は委託料の戻入)

第6条 第3条第2項により承認された夜間閉館について、当該地域ケアプラザと当該区の間で締結している地域ケアプラザの管理運営に関する基本協定書又は委託契約書に定めるとおり、地域ケアプラザの指定管理者又は受託法人は、指定管理料又は委託料を戻入する。ただし、第4条第2項により夜間閉館の日に変更が生じた場合は、その変更内容に基づき、戻入金額を決定する。

2 前項の戻入は、当該年度末にまとめて行う。

附 則

(施行期日)

1 この基準は、令和5年4月1日から施行する。ただし、令和5年4月1日からの取扱いに関して必要な行為については、この基準の施行前においても行うことができる。

附 則

(施行期日)

1 この基準は、令和6年4月8日から施行する。

別紙1 夜間開閉館施設（第2条第1項）

区名	施設名	
鶴見区	1	横浜市潮田地域ケアプラザ
	2	横浜市矢向地域ケアプラザ
	3	横浜市寺尾地域ケアプラザ
	4	横浜市東寺尾地域ケアプラザ
	5	横浜市駒岡地域ケアプラザ
	6	横浜市鶴見中央地域ケアプラザ
	7	横浜市生麦地域ケアプラザ
	8	横浜市馬場地域ケアプラザ
神奈川区	9	横浜市反町地域ケアプラザ
	10	横浜市神之木地域ケアプラザ
	11	横浜市菅田地域ケアプラザ
	12	横浜市片倉三枚地域ケアプラザ
	13	横浜市新子安地域ケアプラザ
	14	横浜市沢渡三ツ沢地域ケアプラザ
	15	横浜市六角橋地域ケアプラザ
西区	16	浅間台地域ケアプラザ
	17	横浜市藤棚地域ケアプラザ
	18	横浜市宮崎地域ケアプラザ
	19	横浜市戸部本町地域ケアプラザ
中区	20	横浜市新山下地域ケアプラザ
	21	横浜市不老町地域ケアプラザ
	22	横浜市麦田地域ケアプラザ
	23	横浜市本牧原地域ケアプラザ
	24	横浜市簗沢地域ケアプラザ
	25	横浜市本牧和田地域ケアプラザ
南区	26	横浜市大岡地域ケアプラザ
	27	横浜市清水ヶ丘地域ケアプラザ
	28	横浜市永田地域ケアプラザ
	29	横浜市六ツ川地域ケアプラザ
	30	横浜市浦舟地域ケアプラザ
	31	横浜市中村地域ケアプラザ
	32	横浜市睦地域ケアプラザ
	33	横浜市別所地域ケアプラザ
港南区	34	横浜市港南台地域ケアプラザ
	35	横浜市東永谷地域ケアプラザ
	36	横浜山下永谷地域ケアプラザ
	37	横浜市野庭地域ケアプラザ
	38	横浜市日下地域ケアプラザ
	39	横浜市港南中央地域ケアプラザ
	40	横浜市日野南地域ケアプラザ
	41	横浜市芹が谷地域ケアプラザ
	42	横浜市日限山地域ケアプラザ

保土ヶ谷区	43	上菅田地域ケアプラザ
	44	横浜市岩崎地域ケアプラザ
	45	横浜市今井地域ケアプラザ
	46	横浜市星川地域ケアプラザ
	47	横浜市仏向地域ケアプラザ
	48	横浜市川島地域ケアプラザ
	49	横浜市保土ヶ谷地域ケアプラザ
旭区	50	横浜市上白根地域ケアプラザ
	51	横浜市左近山地域ケアプラザ
	52	横浜市川井地域ケアプラザ
	53	横浜市若葉台地域ケアプラザ
	54	横浜市鶴ヶ峰地域ケアプラザ
	55	横浜市今宿地域ケアプラザ
	56	横浜市ひかりが丘地域ケアプラザ
	57	横浜市南希望が丘地域ケアプラザ
	58	横浜市今宿西地域ケアプラザ
	59	横浜市笹野台地域ケアプラザ
	60	横浜市白根地域ケアプラザ
磯子区	61	横浜市二俣川地域ケアプラザ
	62	横浜市新杉田地域ケアプラザ
	63	横浜市洋光台地域ケアプラザ
	64	横浜市磯子地域ケアプラザ
	65	横浜市屏風ヶ浦地域ケアプラザ
金沢区	66	横浜市上笹下地域ケアプラザ
	67	横浜市並木地域ケアプラザ
	68	横浜市六浦地域ケアプラザ
	69	横浜市富岡地域ケアプラザ
	70	横浜市釜利谷地域ケアプラザ
	71	横浜市能見台地域ケアプラザ
	72	横浜市西金沢地域ケアプラザ
	73	横浜市富岡東地域ケアプラザ
港北区	74	横浜市柳町地域ケアプラザ
	75	新吉田地域ケアプラザ
	76	横浜市篠原地域ケアプラザ
	77	横浜市下田地域ケアプラザ
	78	横浜市大豆戸地域ケアプラザ
	79	横浜市樽町地域ケアプラザ
緑区	80	横浜市城郷小机地域ケアプラザ
	81	横浜市十日市場地域ケアプラザ
	82	横浜市長津田地域ケアプラザ
	83	横浜市中山地域ケアプラザ
	84	横浜市東本郷地域ケアプラザ
	85	横浜市鴨居地域ケアプラザ
青葉区	86	横浜市山下地域ケアプラザ
	87	横浜市荏田地域ケアプラザ
	88	横浜市もえぎ野地域ケアプラザ

	89	奈良地域ケアプラザ
	90	横浜市さつきが丘地域ケアプラザ
	91	横浜市美しが丘地域ケアプラザ
	92	横浜市大場地域ケアプラザ
	93	横浜市鴨志田地域ケアプラザ
	94	ビオラ市ケ尾地域ケアプラザ
	95	青葉台地域ケアプラザ
	96	横浜市恩田地域ケアプラザ
	97	横浜市たまプラーザ地域ケアプラザ
	98	横浜市すすき野地域ケアプラザ
都筑区	99	横浜市葛が谷地域ケアプラザ
	100	東山田地域ケアプラザ
	101	横浜市加賀原地域ケアプラザ
	102	横浜市新栄地域ケアプラザ
	103	横浜市中川地域ケアプラザ
戸塚区	104	横浜市東戸塚地域ケアプラザ
	105	横浜市上倉田地域ケアプラザ
	106	汲沢地域ケアプラザ
	107	横浜市平戸地域ケアプラザ
	108	横浜市原宿地域ケアプラザ
	109	横浜市舞岡柏尾地域ケアプラザ
	110	横浜市南戸塚地域ケアプラザ
	111	横浜市下倉田地域ケアプラザ
栄区	112	横浜市名瀬地域ケアプラザ
	113	横浜市深谷俣野地域ケアプラザ
	114	横浜市豊田地域ケアプラザ
	115	横浜市中野地域ケアプラザ
	116	横浜市桂台地域ケアプラザ
	117	横浜市小菅ケ谷地域ケアプラザ
泉区	118	横浜市笠間地域ケアプラザ
	119	横浜市野七里地域ケアプラザ
	120	横浜市上飯田地域ケアプラザ
	121	横浜市下和泉地域ケアプラザ
	122	横浜市踊場地域ケアプラザ
	123	横浜市いずみ中央地域ケアプラザ
	124	横浜市新橋地域ケアプラザ
瀬谷区	125	横浜市いずみ野地域ケアプラザ
	126	横浜市岡津地域ケアプラザ
	127	横浜市二ツ橋地域ケアプラザ
	128	横浜市阿久和地域ケアプラザ
	129	横浜市中屋敷地域ケアプラザ
	130	横浜市下瀬谷地域ケアプラザ
	131	横浜市二ツ橋第二地域ケアプラザ

様式 1 (第 2 条第 2 項第 2 号)

夜間閉館申請書

年 月 日

(申請先)

〇〇 区長

〇〇 地域ケアプラザ所長

月曜日から土曜日の午後 6 時から午後 9 時 (以下「夜間」という。) の施設利用の申込について、横浜市地域ケアプラザ施設使用及び目的外使用に関する要綱 (以下「施設使用要綱」という。) 第 7 条及び第 8 条に定める手続きが行われていない日のうち、次の日の夜間閉館を申請します。

年月	日 (曜日)
年 月	

・原則として、1 か月分をまとめて提出してください。

様式2（第3条第4項）

夜間閉館（承認・不承認）通知書

〇〇第 号
年 月 日

〇〇 地域ケアプラザ所長

〇〇 区長

〇年〇月〇日に申請のあった夜間閉館申請について、次のとおり（承認・不承認）します。

1 夜間閉館申請の承認

（記載例）

- ・申請内容を全て承認する場合
〇年〇月〇日申請のとおり、承認します。

- ・申請内容を一部承認、一部不承認の場合
 - (1) 〇年〇月〇日
 - (2) 〇年〇月〇日
 - ・・・

2 夜間閉館申請の不承認

（記載例）

- ・申請内容を全て承認する場合
「2 夜間閉館申請の不承認」の項目全体を記載しない。

- ・申請内容を一部承認、一部不承認の場合
 - (1) 〇年〇月〇日
(その理由)
 - ・・・

様式3（第4条第1項）

夜間閉館の変更申請書

年 月 日

（申請先）

〇〇 区長

〇〇 地域ケアプラザ所長

〇年〇月〇日に決定された夜間閉館日のうち、緊急の地域ニーズ等により、次の日について、21時閉館に変更を希望します。

1 変更を希望する日

(1) 〇年〇月〇日

(2) 〇年〇月〇日

・・・

2 その理由

(1)

(2)

・・・

様式4（第4条第2項）

夜間閉館の変更にかかる（承認・不承認）通知書

〇〇第 号
年 月 日

〇〇 地域ケアプラザ所長

〇〇 区長

〇年〇月〇日に申請のあった夜間閉館の変更申請について、次のとおり（承認・不承認）します。

1 変更申請の承認

(1)〇年〇月〇日

・・・

2 変更申請の不承認

(1)〇年〇月〇日

（その理由）

・・・